

藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について  
藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）2 月 1 6 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 3 3 年藤沢市条例第 3 号）の一部  
を次のように改正する。

別表教育委員会の項に次のように加える。

藤沢市奨学金給付審査委員会	奨学金の給付候補者の選考等に係る審査
---------------	--------------------

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市において奨学金の給付を開始するに当たり、奨学金の給付候補者の選考等に係る審査をする機関として藤沢市奨学金給付審査委員会を新たに設置する必要による。